

**単価契約工事における神戸市工事請負契約約款第24条第6項
(単品スライド条項)の運用について**

1. 概要

単価契約工事の工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動が生じ、請負代金額（単価契約工事の契約単価）が不適当となった場合に、発注者又は請負人の請求に基づき、当期の既発注額及び施工実績数量に基づく変動額算定を実施するとともに、必要と認める契約工種の契約単価を変更する。

2. 対象とする単価契約工事

継続中の単価契約工事、もしくは、新たに発注する単価契約工事を対象とする。

3. 請求できる工事材料

全ての工事材料とする。

4. 請求できる回数及び時期

半年工期及び1年工期等に関わらず、特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動が生じ、請負代金額（単価契約工事の契約単価）が不適当となったときは、都度、発注者及び請負人との協議により決定できるものとする。

5. 当期の既発注額Pの算定

発注者又は請負人は、当期の既発注額P【注1】【注2】を算定する。なお、当期の既発注額Pは、原則として、請求月の前月末までに作成した請書の総額とする。

6. 対象工事材料の変動額Qの仮算定

発注者又は請負人は、工事材料の変動額算定資料を作成する。

7. 変更の請求

発注者又請負人は、本市指定の様式（別添）に、著しい価格変動を認める主要工事材料及び変更を請求する契約工種を記載して請負代金額（単価契約工事の契約単価）の変更を請求する。

なお、変更の請求にあたり、「6.」で作成した変動額算定資料を添付する。

8. 異議申し立て（減額の場合）

請負人は、本市の請求を受けたときから14日以内に、本市指定の様式（様式2-単、様式2-1-単）に、実際の購入金額を証明する書類を付して、異議申し立てを行うことができる。

本市は、請負人の異議申し立てが適正と認めるときは、「9.」で変動後の額を、請負人の証明書類に基づいた額に代えて再度算定を行い、判定式により、対象工事材料の変動額 $Q\{\times(-1)\}$ が当期の既発注額 P の1%を超える工事材料は、「11.」の「契約単価の変更積算対象」として確定する。

なお、異議申し立てがないときは、本市の請求を受けたときから14日後の時点で、「7.」によって請求した主要工事材料及び契約工種を、「11.」の「契約単価の変更積算対象」として確定する。

9. 対象工事材料の変動額 Q の本算定

請負人が作成した変動額算定資料をもとに、積算単価などを補正した上で改めて算定し、単価改定の必要性を判定する。

[物価変動の判定方法]

①実勢単価（原則として施工月の翌月【注3】の物価資料単価）、②当期の既発注額 P 、③当期の施工実績数量【注2】に基づき変動額算定を実施した結果、増額の場合は、対象工事材料の変動額 Q が当期の既発注額 P の1%を超える工事材料【注4】、また、減額の場合は、対象工事材料の変動額 $Q\{\times(-1)\}$ が当期の既発注額 P の1%を超える工事材料【注4】について、契約単価の変更積算を実施する対象工事材料として採用する。

<判定式>（増額の場合）

$$Q > P \times 1\%$$

P ：当期の既発注額

Q ：対象工事材料の変動額

<判定式>（減額の場合）

$$-Q > P \times 1\%$$

P ：当期の既発注額

Q ：対象工事材料の変動額

※「 $-Q$ 」について、減額の場合における Q は（-）の値となり、更に（-）を乗算するため、計算後は（+）の値となる。

10. 契約単価の変更積算（増額の場合）

本市は、請負人が契約単価の変更を請求した契約工種について、その工種を構成する対象工事材料の単価を最新実勢単価【注5】とした N_0 を算出する。

契約単価の変更は、当初の契約工種の単価と N_0 との変動額が、 N_0 の1%を超えているときに限り実施するものとし、変更後の積算単価 N は、 N_0 の1%を控除した額とする。

<算定式>

$$N = N_0 - N_0 \times 1\%$$

N_0 ：材料単価を最新実勢単価とした契約工種の単価

※諸経費相当額は変更しないものとする

N ：変更後の積算単価

11. 契約単価の変更積算（減額の場合）

本市は、「8.」又は「9.」で確定した契約単価の変更積算対象について、その工種を構成する対象工事材料の単価を最新実勢単価【注5】とした N_0 を算出する。

契約単価の変更は、当初の契約工種の単価と N_0 との変動額が、 N_0 の1%を超えているときに限り実施するものとし、変更後の積算単価 N は、 N_0 に1%を加算した額とする。

<算定式>

$$N = N_0 + N_0 \times 1\%$$

N_0 ：材料単価を最新実勢単価とした契約工種の単価

※諸経費相当額は変更しないものとする

N ：変更後の積算単価

12. 契約単価の変更

「10.」又は「11.」による積算の完了後、変更の合意に達すれば、契約単価の変更を実施する。

13. 変更後単価の効力

変更後の契約単価は、単価契約工事の変更契約日以後に作成する請書において適用する。

※請書とは変更請書も含むものとする。

※変更請書に適用する際、変更後の契約単価として該当する工種コード全ての数量について、変更後の契約単価を用いて金額を算出できるものとする。

【注1】 当期の既発注額Pの対象額

- ・原則として、単価契約工事の契約日から請求日の前月末までにおける受注総額とする。(ただし、作成済みの請書に限る。)ただし、発注状況によりこれによりがたい場合は、事前に本市監督員と協議の上、本市指示済で未作成の請書などを適宜加算することができる。

【注2】 2回目請求の計算に用いる「当期」の起算日

- ・単価契約工事における2回目請求において、当期の既発注額P及び施工実績数量の計算に用いる「当期」の起算日は、「1回目請求に伴う単価契約工事の変更契約日」とする。したがって、1回目請求に用いた既発注額及び施工実績数量については、全て2回目請求の計算対象に含まれない。

【注3】 変動額算定に用いる実勢単価

- ・変動額算定に用いる実勢単価は、原則として施工月の翌月の物価資料とすることとしている。ただし、これによりがたい場合は、変動額算定に用いる実勢単価の「月」について、本市が別途決定する。

【注4】 当期の既発注額Pの判定の対象となる品目

- ・「当期の既発注額P」の判定は、品目ごとに行う。なお、品目については以下のとおりとする。
 - ①鋼材類、燃料は、それぞれ1品目とする。
 - ②上記以外については、極力、同一品目として取り扱う。
 - ※ただし、類似品と解されない材料が混在する場合は、物価資料の分類を参考に、甲乙協議して定める。

【注5】 積算に用いる最新実勢単価

- ・積算を実施する月の物価資料単価とする。なお、物価資料に掲載のない場合は、物価資料単価に適宜補正するなどの方法で、本市が単価を算出する。

【注6】 実際の購入金額について

- ・【注3】及び【注5】について、実勢単価を用いて算定するが、実際の購入金額が実勢価格を下回る場合にあっては、実際の購入金額を用いて算定し、実際の購入金額が実勢価格を上回る場合にあって、請負人が実際の購入金額により価格変動後の金額を算定することを希望する場合は、請負人が対象材料について、実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合に限り、実際の購入金額を用いて算定する。

【注7】 実際の購入金額等の詳細な取り扱いについて

- ・【注6】等、詳細な取り扱いについては、「神戸市工事請負契約約款第24条第6項(単品スライド条項)運用マニュアル(案)〈令和4年9月:神戸市土木技術管理委員会〉」の1-5スライド額算定等を参照すること。